

[事案 22-162] 失効取消・死亡保険金支払請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定不開始

<事案の概要>

夫が加入していた保険が失効した責任は会社にもあるとして、失効取消しと死亡保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

夫は平成 21 年 4 月にがんであることが判明し、翌 22 年 3 月に死亡した。夫は平成 13 年に終身保険に加入していたが、保険料(月払)未払いのため、振替貸付が適用後に振替貸付不能となり 21 年 12 月に失効していて、死亡保険金(1 億 2 千万円)が支払われない。

しかし、失効した原因は、下記のとおり、保険会社にも責任があるのだから、失効を取消して死亡保険金を支払って欲しい。

- (1) 亡夫は、契約有効中に入院保障について問い合わせ、入院・手術をしたことを告げ、入院保障が無い契約内容になっていることについて苦情申出をしているが、会社はこれを知り、過去の支払状況から失効の可能性があることも分かり得たのであり、助言があれば失効が防止できたはずである。
- (2) 振替貸付に関する通知には、残る立替可能額の記載（立替可能な限度に至り、以後立替できないことの記載）がなく、失効防止の意味をなしておらず、失効の可能性を亡夫は認識し得なかった。

<保険会社の主張>

本件については、下記の理由により、訴訟手続きにより裁判上収集可能な証拠にもとづき判断されることが必要であると考えられることから、裁定手続きによることは承認しがたいと考える。

- (1) 保険料の滞納と保険契約の失効に関し、契約者との間でどのようなやりとりがあったかの事実認定が重要であり、証人調べを含めた厳格な証拠調べが必要である。
- (2) 申立人は、約款の不払失効条項が消費者契約法 10 条により無効との主張もしており、この争点については最高裁にて審理中であり高度な法的判断が求められ、この判断の前提となる事実関係は厳格な手続により認定されることが望ましい。
- (3) 請求額が高額である。

<裁定の概要>

本事案については、相手方会社より、上記のとおり訴訟により解決を図る旨の文書が提出された。

裁定審査会では、同文書について審理した結果、下記のとおり、本件は訴訟で解決する正当な理由があると認め、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関業務規程第 19 条 1 項ただし書により、その理由を記載し、裁定を開始しない旨通知した。

- (1) 申立人は、申立書には記載していないが、申立書とともに提出した資料中に「生命保険約款中の不払失効条項は消費者契約法第 10 条により無効」と判示した東京高等裁判所

(平成 21 年 9 月 30 日)の判決を引用して、申立契約の失効は無効である旨の記載があることから、この点も失効の効力を争う理由にしていると解される。

- (2) この判決は上告され、現在、最高裁判所において審理中であり、また、失効条項は生命保険会社の約款中に一般的に規定されていることから、この点の判断は、類似事案に対する影響が大きいといえる。